

大通達甲（警務）第11号
令和8年4月17日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1 年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警 務 部 長

職員の私事旅行について（通達）

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号。以下「処務訓令」という。）第20条の規定に基づく職員の私事旅行に係る届出等については、「職員の私事旅行について」（令和7年8月1日付け大通達甲（警務）第19号）により運用しているところであるが、この度、処務訓令の一部改正に伴い、令和8年4月17日から下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 私事旅行に係る届出の基準

処務訓令第20条に規定する「招集命令を受けた後速やかに応招することができない地域」については、「招集命令を受けてから1時間以内に勤務部署に応招することができない地域」のことをいう。したがって、大分県内外を問わず、かつ、宿泊を伴うものであっても1時間以内に勤務部署に応招することができる場合は、届出を不要とする。ただし、次に掲げる場合については、1時間以内の応招が可能な地域であっても必ず届け出るものとする。

- (1) 旅行先が、山岳や海上又は携帯電話の不感地帯の場合
- (2) 旅行の目的が冠婚葬祭の場合
- (3) 部長、警務部参事官兼首席監察官、総括参事官、警備部警備運用課長及び警備部警備運用課災害対策官並びに警察署長、副署長、地域交通官、刑事官、幹部交番所長（杵築幹部交番所長及び津久見幹部交番所長に限る。）及び駐在所に居住する警察官が、宿泊を伴う私事旅行をする場合

2 留意事項

- (1) 緊急事態への的確な対応

所属長は、警察職務の特殊性を踏まえ、緊急事態等に的確に対処できるよう、必要に応じて私事旅行に係る事前調整を図るなど、所要の措置を講じること。

- (2) 所在の明確化

職員は、大分県警察における非常招集に関する訓令（昭和54年大分県警察本部訓令第11号）第9条に定めるとおり、非常招集に備え、常にその所在を明確にし、応招体制を保持するとともに、招集命令を受けた際は、直ちに応招すること。

- (3) 連絡体制の確保

緊急時に連絡がつかない、又は招集命令に応じられないということがないよう、職員はいかなる時も連絡体制を確保するとともに、幹部職員は連絡体制の確保に向けた指導を徹底すること。

（警務課企画係）